

昭和四十三年五月八日 参議院会議録第十八号 議長の報告

去る四月三十日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案
(加藤万吉君外十一名提出)

社会労働委員会に付託

農業者に対する固定化負債整理資金の融通に関する臨時措置法案(西宮弘君外十一名提出)

農林水産委員会に付託

一昨六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

徳永 正利君

同

林田悠紀夫君

同

岸田 幸雄君

同

片山 武夫君

同

大竹平八郎君

同

田中 茂穂君

同

土屋 義彦君

同

柳田桃太郎君

同

山本茂一郎君

同

田代富士男君

同

宮崎 正雄君

同

八田 一朗君

同

船田 謙君

同

岡本 悟君

同

菅野 儀作君

同

佐藤 隆君

同

森中 守義君

同

大橋 和孝君

同

小平 芳平君

同

内田 芳郎君

同

沢田 政治君

社会労働委員

同

同 野溝 勝君

同 二宮 文造君

同 林屋亀次郎君

同 八木 一郎君

同 高橋文五郎君

同 竹中 恒夫君

同 野上 元君

同 辻 武寿君

同 塩見 俊二君

同 佐野 芳雄君

同 高山 恒雄君

同 中尾 辰義君

同 八田 一朗君

同 山本茂一郎君

同 菅野 儀作君

同 高山 恒雄君

同 船田 謙君

同 林田悠紀夫君

同 八木 一郎君

同 岸田 幸雄君

同 高橋文五郎君

同 辻 武寿君

同 林屋亀次郎君

同 徳永 正利君

同 大竹平八郎君

同 竹中 恒夫君

同 田中 茂穂君

同 塩見 俊二君

同 野上 元君

同

同

同

同

同

同

同

同 温水 三郎君
同 野々山一三君
決算委員 佐藤 隆君
議院運営委員 中尾 辰義君
同日委員会において当選した理事は左の通りである。

内閣委員会

理事 八田 一朗君 (八田一朗君の補欠)
文教委員会

理事 佐藤 隆君 (佐藤隆君の補欠)
社会労働委員会

理事 大橋 和孝君 (大橋和孝君の補欠)
商工委員会

理事 土屋 義彦君 (土屋義彦君の補欠)
理事 宮崎 正雄君 (宮崎正雄君の補欠)

運輸委員会
理事 岡本 悟君 (岡本悟君の補欠)

建設委員会

理事 内田 芳郎君 (内田芳郎君の補欠)
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを沖縄及び北方問題等に関する特別委員会に付託した。

沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法案

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

学校教育法の一部を改正する法律案
外国人学校法案

文教委員会に付託
農林水産委員会に付託

国有林野の活用に関する法律案

科学技術基本法案 商工委員会に付託

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を石炭対策特別委員会に付託した。

石炭鉱業国有法案(多賀谷貞徳君外十四名提出)
日本石炭公社法案(多賀谷貞徳君外十四名提出)

同日委員長から左の報告書が提出された。
領海及び接続水域に関する条約の締結について承認を求めるの件議決報告書

船員保険法の一部を改正する法律案可決報告書
交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案可決報告書

○議長(重宗雄三君) これより今日の会議を開きます。

日程第一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(趣旨説明)。

本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。増田 国務大臣。

【国務大臣増田甲子七君登壇、拍手】
○国務大臣(増田甲子七君) 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。まず、防衛庁設置法の一部改正について御説明いたします。

これは海上自衛隊の自衛官を八百三十人増加するための改正でございます。この増員は、艦艇の増加に伴い必要となる人員並びに航空関係の部隊及び後方支援部隊等の充実のため必要な人員でございます。

次に、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。

現在、海上自衛隊の航空集団は、司令部及び航空群からなることとされており、この改正は、航空集団の編成に航空群以外の所要の部隊を直轄部隊として加えることができるようにするものであります。これは海上自衛隊の航空関係の部隊の任務遂行の円滑をはかるためでございます。

以上が、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。伊藤道雄君。

【伊藤道雄君登壇、拍手】
○伊藤道雄君 私は、日本社会党を代表して、ただいま趣旨説明のございました防衛二法案について、佐藤総理並びに関係各大臣に質問を行ないたいと存じます。

まず、佐藤総理にお伺いいたします。

第一に、日本の航空自衛隊は、都下の府中基地にある米第五空軍司令部の指揮命令系統下にありますが、沖縄を含めた日本、韓国に配置されたレーダーサイトから来る報告を不断にまとめる一つの指揮室がこの府中基地にあることが明らかにされました。この指揮室にある迎撃のボタンを米軍将校が一押しすると、迎撃機が発進し敵機を威圧するまでの時間が、バッジの導入によって三分に短縮されております。ことばをかえていえば、三分で、もしかしたら戦争が始まる可能性を、それは意味しておるのであります。しかも、その決定権は米軍にあるのであります。自衛隊法、防衛庁設置法によって、総理大臣の命令なくしては自衛隊は出動できないことになっておりますけれども、

わずか三分間で総理大臣の承認をとるなどという

ことは、とうていできるわけがございません。

したがって、総理大臣も防衛庁長官も知らない間に、航空自衛隊がすべて実戦に組み込まれる可能性があるのであります。数年前、日本の安全とは全く関係がないキューバ危機の際、自衛隊も出動態勢に入ったのであります。総理大臣は明らかに、国民が知らないうちに緊急出動態勢がとられたのであります。この一事をもつてしても、日本の自衛隊がアメリカに従属する軍隊であることが非常につきりしているのであります。しかも、日本の安全とは全く関係のないことに使用される軍隊であることも明白であります。海上自衛隊、陸上自衛隊も決して例外ではありません。しかるに佐藤内閣は、このような日本の軍隊を強化するために、年々巨額の血税をつぎ込んでいます。この佐藤内閣の防衛に対する姿勢、施策に対して、多数の国民は深い疑惑と不信の念を強めてまいりました。さらに、総理府の最近の世論調査でさえ、国民の間に平和憲法の平和主義が浸透し、軍備否定論者が漸増していることを明白にしております。

そこで、佐藤総理にお伺いいたします。

日本の安全のためではなく、アメリカの安全のための日本の防衛力を増強することは、百害あって一利ないと断定せざるを得ないのであります。が、なぜ防衛力の増強に専念しておられるのか。また、いかなる理由で、かくも忠実にアメリカに牽制しなければならないのか、もし「安保条約があるからだ」とおっしゃるのであるならば、日本の安全のためではなくアメリカの安全をはかるための安保条約などは、勇断をもって破棄すべきで

はありませんか。この点、あわせてお答えいただきたいと存じます。

第二に、佐藤総理は、今国会における所信表明において、核兵器の絶滅を強調し、また、いわゆる非核三原則を提唱されました。しかし、非核三原則を基礎とする国会決議に対しては、これを否定し、また、新たに核四政策の提起によって実質的に非核三原則を否定しているのではありません。アメリカのアジア戦略が核戦略を基礎に置いておる以上、日米安保条約の存在によって、日本は必然的にアメリカの核のかさの下に入らざるを得ないのであり、そのため日本が核戦争に巻き込まれる危険性は、安保条約と不可分の関係にあると言わなければなりません。

沖縄の核つき返還を示唆し、原子力潜水艦や原子力空母エンタープライズの寄港承認もその一環であり、また、三次防では核戦争を想定した自衛隊の核ミサイル化や、原子力化学部隊の設置、さては放射能防衛訓練が進められておるのであります。これらは日米安保条約の質的転換であり、いわゆる核安保体制への進展であります。核のかさは疑いもなく核軍事同盟であり、日米安保条約を實質的に改悪したものであります。しかるに、なぜ国会の承認を求めなかったのでありましょう。国会監視のそしりは免れないと言わなければなりません。

第三に、アメリカの核抑止力に依存することと、非核三原則とは明らかに二律相反するものであつて、これを一体であると主張することは、あたかもハチみつと青酸カリをまぜて、さあ、これをお飲みなさいと言ふのに、ひとしいのであります。もし佐藤総理の言うように、これらが相互に

矛盾しないものであるならば、非核三原則に立つた日本の非核武装宣言を否定する根拠がないではありませんか。なぜ日本の非核武装宣言を否定されるのか、お伺いいたします。

第四に、ここで特に留意しなければならぬのは、佐藤総理が、沖縄の核基地返還の態度をさらに日本本土にまでふえんし、「核兵器自身については、これからの科学技術の進歩の状況から見て、いま、この段階で核兵器に対する三原則を打ち出すことは時期尚早」、こういう意味のことを言っておられることでもあります。これは明らかに、沖縄と同様、日本の核武装化の可能性を示唆したものであり、きわめて重大であると考えられますので、この際、総理の見解をお伺いいたします。(拍手)

第五に、核四政策のうち、核平和利用の推進は何人も異議をはさむ余地のないところであります。要は、原子力開発の平和利用と軍事的利用の間には技術的にも境界がないということであり、その意味ではウ・タント報告を待つまでもなく、日本は潜在的核保有国であります。日本は、憲法と原子力基本法によって原子力の軍事利用を排し、自主・民主・公開の原則的立場から平和利用に徹することを内外に明言しているのであります。

しかるに、原子力の平和利用や宇宙ロケット開発に藉口して機密保護法の制定が云々され、自主・民主・公開の原則を空洞化しようとしているのであります。したがつて、佐藤内閣が核の平和利用をほんとうに推進するといふのであれば、まずもって日本の非核武装を宣言し、かつ、アメリカの核のかさから離脱することが前提とならなければなりません。

それになります。そこで、この点についての総理の所信をお伺いいたします。

第六に、佐藤内閣は、ベトナム戦争に対しては、表面中立を唱えながら、現実には、沖縄を含む在日米軍基地を自由に使用させたり、エンタープライズ等を自由に寄港せしめ、佐藤総理自身が南ベトナムを訪問するなど、参戦国を激励して回り、ついには日米共同声明において、ベトナムにおけるアメリカの侵略戦争を公然と支持してまゐつたのであります。しかも、政府は、この態度を日米安保条約上の義務とし、日米安保体制上当然のことと説明してまいりました。さりながら、国民はこのような説明に断じて納得しておりません。ベトナム戦争開始以来、日本国民はアメリカの介入に深い疑惑を抱いてまいりました。さればこそ、総理の南ベトナム訪問にあれほど強い批判が巻き起こり、エンタープライズ寄港阻止の運動が全国民的な支持が結集されたのであります。この中で今度のジョンソン声明が出されたのであります。世界に誇るアメリカの戦力をもつてしても、民族の解放運動の底力にはついに勝てなかつたという厳粛な事態を生んだのであります。

そこで、佐藤総理にお伺いいたします。

総理は、ジョンソン声明をどのように理解し、いかに受けとめておられるか、承りたいのであります。さらに、このジョンソン声明は、明らかにアメリカの極東政策の転換を意味するものと断定せざるを得ないが、総理は、この事態に対応する

日本政府外交の方針について、どのように考えておられますか、お伺いいたします。

次に、防衛庁長官にお伺いいたします。

第一に、防衛庁本年度の予算は四千億をこえ、あまつさえ、第三次防衛力整備計画によって、さらに長期にわたって巨額の予算が計上されようとしております。いま財政の硬直化とその打開が強く問題とされ、政府予算は各分野において著しく規制を受け、公務員の定員減や行政機関の内部部局の削減がはかられ、さらに間接税あるいは公共料金の引き上げなどによって、国民の犠牲と負担が著しく増大されつつありますが、この中で、ひとりアメリカの安全のための自衛官の増員、予算の増額がはかられていることは、多くの国民の疑惑と不信の眼が向けられておるところであります。

そこで、長官にお伺いいたします。海上自衛隊の自衛官八百三十人の増員については、これを取り下げるのが時宜に過ぎた措置であると思ふので、これを取り下げるお考えはないか、また、第三次防衛についても再検討を加え、これを削減ないし縮小することが賢明な策だと思ふが、そのお考えはないか、お伺いいたします。

第二に、すでに本国会においても汚職、機密漏洩などの一端が鋭く指摘されてまいりましたように、防衛庁内の規律の紊乱、道義の低下には目に余るものがあります。庁内の腐敗紊乱は、まさに政府の言うところの戦力なき軍隊の末期的症状を

呈している指摘し、悲憤慷慨する人もおります。防衛庁と防衛産業及び一部政界との歪曲したつながりを、いまにして勇断をもって肅正しないと、今後も憂うべき事態が繰り返されると思うが、長官にその決意がどうかどうか、お伺いいたします。

次に、外務大臣にお伺いいたします。

世界に誇り得る平和憲法を持ち、世界唯一の被爆国である日本が軍縮問題のイニシアチブをとらずして、世界のいずれの国がこれを取り得ましようか。日本は、敗戦後、占領下にあつたため、国際政治の舞台への復帰がおくれたとは申せ、国連に加盟してすでに十年余になります。この地上から原水爆をなくそう、こういう日本国民の悲願を国際政治の場で結実させるために、どのような努力を積み重ねてこられたか、お伺いいたします。

また、核軍縮を含む軍縮外交をいかに進めるかについての日本外交の方針とその具体策をお伺いいたします。と同時に、ただいま問題となつておる核拡散防止条約問題に対する日本政府の態度はどうなのか、あわせてお伺いいたします。

最後に、ベトナム和平予備会議が十日からパリで開催されることになりましたことは、まことに喜ばしいことでありますが、アメリカと北ベトナムとの交渉の前途についての日本の外務大臣としてのお見通しはどういうことか。また、和平実現のために、どのような役割りを日本政府は果たさうとしておるのか、具体的にお答えいただきた

い。

以上、総理並びに関係大臣の明確な答弁を要求いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 伊藤君にお答えいたします。

わが国の自衛隊、これはその本質におきまして防衛的のものであり、また、その行動も自衛隊法によつて縛られておりまして、外へ向かつて攻撃的な行動をとるものではないでございます。したがって、ただいま、るるお述べになりましたが、これは自衛隊の本質に反するお話でございます。三分間で戦争が勃発するとか、あるいは核戦争に巻き込まれるとかいうことはないものであります。

攻撃がない限り、さような事態は起こらないのであります。したがって、ただいまいろいろ具体的な事例をあげられましたが、まず日本を攻撃する力があつて、はじめてこれに対する防衛態勢をとるということでありますから、わが国を攻撃する力がない限り、わが国はただいまのような戦争に巻き込まれるとか、こういうものではない。まして、私自身がこれを知らないうちに戦闘が勃発するということとはございません。私は全部の責任を持ち、また、全部私が知っております。ただいま、攻撃がある、ない、こういうところが議論になつておりますが、攻撃がないのだから自衛隊は要らないのではないかと言われます。しかし、日本の憲法は、御承知のように、自衛権は否定して

おりません。自衛権があるということは、この国がいつ攻撃されましても、これに対して立ち向かうという、その準備の自衛隊であります。だからこそ、自衛隊法でも、また、私どもの国防の基本の方針におきましても、国力、国情に応じた必要な防衛力を持つということになっております。したがって、この点を誤解のないようにお願いいたします。

次に、核の問題であります。私が一昨年一昨々年になりますか、ワシントンを訪問いたしました際に、アメリカ軍は、日本が攻撃をされたならば、いかなる攻撃に対しても日本を守ると、こういう話をしてくれたのであります。この約束で、ただいま、日本への攻撃が、通常兵器による攻撃ばかりでなく、その他の攻撃の場合におきましても、アメリカは日本を防衛してくれる。そこで、アメリカの核の抑止力に日本はたよつておる、そういう実情になつたのであります。私は、このことは安全保障条約の本質から当然のことだと思ひます。安全保障条約は、特定の攻撃に対してのみこれを発動するといふものではありませんが、あらゆる攻撃に対して日本を守るといふのが安全保障条約であります。したがって、私は、核の抑止力にたよると、かように申し立ては、核の抑止力にたよると、かように申し立ては、これは改悪ではない。また、このことは、いわゆる条約自身の内容の変化ではございませんから、国会に承認を求める事柄でもありませんし、また、国会を軽視したといふものでもない。この

点も誤解のないようにお願いいたしておきます。

次に、非核武装宣言の三原則、なぜこれを宣言しないのか、あるいは国会の決議をしないかというお尋ねであります。私は、しばしばお話をいたしましたように、わが国だけがこの決議をいたしました。でも、これが国際間の緊張緩和にどの程度役立つか、また、自分の国だけではその決議によつて縛られるが、外国を縛る効力はもろろんない、これはおわかりだと思います。また、外国におきましても、この種の決議あるいは宣言をした国はまたないものであります。さような点を考えてみまして、この非核宣言を私の内閣においていたしまして、これは適当でない。佐藤内閣におきましては、いわゆる核兵器を持たない、製造もしない、持ち込みも許さない、このことは基本の方針でございますから、佐藤内閣ははっきりそれを守りますが、国、国民自身をさような決議で縛ることは、ただいまの状態では不適当だと、かように考えます。ことにただいまのような非核三原則は、日米安全保障条約を前提として、基礎として初めて成立するのであります。御承知のように、世界ではただいま核兵器を持つておる国が数カ国ございます。これらの国々が核兵器を持つておる。「核兵器を持たない日本が、わが国の安全を確保する上においてどういう処置をとつたらいいか、ただいまの非核三原則をとることは、これも一応わかるけれども、それだけではたして日本の安全は確保されるか」ということを国民から聞かれますならば、

昭和四十三年五月八日 参議院會議録第十八号

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

五〇〇

私は、アメリカの核の抑止力によつてわが国の安全を確保してある——これが現実の姿であります。

この点もまた御了承をいただきたいと思ひます。

また、沖縄の基地についていろいろお話がございました。ただいま沖縄の基地は米國が施政権を持っております。その意味におきまして、独自にまた自由に使用できる基地を持つておるわけでありま

す。そして沖縄の基地が果たしておる役割りは、わが国の安全のためにももちろんであります。

同時に、アジア全般について重要な役割りを果たしておると思ひます。したがって、この点について、沖縄が日本に復帰する、その場合において、アメリカと十分これらの点について協議する必要がある。したがって、ただいままで私は、

沖縄の基地についてのあり方は白紙だということをおしめておりましたが、沖縄の基地が果たしておる役割りを考えますと、十分協議しないと最終的な結論は出てこない、かように思つております。

とに現在におきましては、沖縄自身が核基地を持つておる、そういう実情でございますから、新しく持つということとは違ひますので、十分協議する必要がある、かように思つております。

次に、お尋ねがありました日本は平和利用を本気でやるのか、こういうことでありますが、これも申すまでもなく、基本法を持ってありますし、また、それが自主・民主・公開の原則によつて運用されておる、また私ども、軍事的に一切使われないと、そういうことを約束しておる。このことはす

で御承知のとおりであります。平和利用の面では、すでに原子力発電、これは他の國にも——危険を比べましても、あまり劣らないようなものに発達しつつあります。今後は、さらにこれを推進力にする船舶等に使用したいというので、いろいろすでに皆さんの御協力を得ましたいわゆる測量船をつくるというようなことにもなつております。これらのさらに発達を期するつもりであります。

最後に、ジョンソン声明をどういうふうに考えるかということですが、これは、私がすでにいろいろお答えいたしましたように、ジョンソンの和平提案並びに北ベトナムのこれに対する対応処置、これなどは私も心から歓迎するものでありまして、これがベトナムに恒久的な平和のくるその端緒だと、かように思ひますので、ぜひ守り育てたいと、かように思ひます。私がベトナムを訪問いたしましたのも、その当時申しましたように、平和への端緒を目ざすことが心からの自分の願ひだと、かようなことを申しましたが、すでに今日和平への糸口が見つかったという状況でございますから、たいへんしあわせに思つております。私の訪ベトナムの目的も達しつつある、かように思つております。(拍手)

次に申し上げますが、米國の今回のベトナム和平提案は、世界政策に転換を来したものではありません、かように言われておりますが、しかし、私は、ただいまアメリカ自身が、ベトナムへの和平提案をしたからといって、アメリカが本来主張し

ておる自由を守り平和に徹するその基本的政策が変更あるとは思つておりません。私自身も、自由を守り平和に徹する、日本のこの基本的方針を、この上にも堅持してまいるつもりでございます。

(拍手)

[國務大臣増田甲子七君登壇、拍手]

○國務大臣(増田甲子七君) 伊藤さんにお答えいたします。

自衛隊そのものと並びに日米安保条約の必要性、存在価値等につきましては、ただいま總理のおっしゃったとおりでございますから省略させていただきます。ただ、国連憲章第五十一条に基づきまして各国に存在しております集団安全保障条約がございまして、その集団安全保障条約の一つが日米安保条約でございます。日ソ共同宣言の中にも、日米安保条約が合法的であるということが宣言されていることをつけ加えておきます。決して日米安保条約があるからといって、日本がアメリカに隷屬しているということではないということは、この際、確言申し上げる次第でございます。

それから、キューバの事件のときに自衛隊は警戒態勢をしいたというふうなお話がございますが、そういう事実はございません。府中にはアメリカの第五空軍のレーダーを見る関係の情報指揮所がございます。ございまして、日本のレーダーは、日本の本土の二百海里外までレーダーに

写るわけでございます。韓國の一部等は写ります。

すが、沖縄は全然写っていないのでございます。ただ情報は、米軍を通じて自衛隊に入つてい

いうことだけは事実でございます。しこりして總理のおっしゃったとおり、わが國の知らない間に戦争に突入するなんということは全然ないという

ことを、私からも確言申し上げる次第でございます。

それから、その次に、防衛庁長官は四千二百二十億に達する膨大な防衛費を削減する考えがあるかどうか——護衛艦二隻、潜水艦一隻がふえるわけでございます。そのふえる護衛艦二隻と潜水艦一隻に対する乗り組み員が、大体において八百三十名でございます。そこで護衛艦が二隻ふえ、潜水艦が一隻ふえると、これに対する八百三十名の増員は所要のものでございます。また、四千二百二十億円というのは、昨年度の当初予算に比しまして四百十一億ふえておるということは事実でございますが、また、全体の予算から見まして、昨年の防衛費は七・六九%でございましたが、本年度は七・二五%でございます。率におきまして相当の減率を示しております。防衛庁といたしましては、財政硬直化の打開のために協力を惜しむものではないということは、これをもつてもおわかりくださると思ひ次第でございます。

でございますから、三次防衛を現在の内外の情勢、その他国力、國情に照らしまして、この際改変するといふような考えは、總理も私も持つていないということをおし上げる次第でございます。

なお、網紀肅正、機密漏洩についての御質問、ある点については同感でございます。若干の機密漏洩があり、若干の道義退廃がございましたことは、きわめて少数ではございますが、遺憾の意を表する次第でございます。そこで、国民の信頼にこたえる自衛隊を建設するために、機密の保持、厳正なる規律を保持して網紀を厳にすることが、自衛隊について特に大切なことは、申すまでもございませぬ。私、就任以来、防衛庁は、さわやかな、清潔な、すがすがしい感じを外部の国民が受ける官庁にしたいというのが、私の指導方針でございます。そこでそのことを強調し、その実現に努力してきたのでございます。現在規律に関する法律もございませぬ。また、官吏服務規律、その他の規律もあるわけでございます。でございますから、今後ともあらゆる機会をとらえまして、隊員が真に自衛隊の使命を自覚して、強い団結心と責任感をもって、専心職務の遂行に当たるよう、一そう精神教育の徹底を期するとともに、部内の責任体制の維持及び信賞必罰の実を明らかにして、いやくも国民の批評、指弾を受けることがないように、上官、部下相携えまして、一致団結して防衛産業にも対処いたしまするし、国民の信頼にもこたえるよう、精強なる自衛部隊の建設のために、挺身努力をしてまいる所存でございます。(拍手)

〔國務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(三木武夫君) 伊藤さんにお答えをい

昭和四十三年五月八日 参議院會議録第十八号

たしますが、第一点は、核拡散防止条約に対する日本政府の態度いかんという御質問でございます。核兵器を持つてゐる国が次々にふえていくことは、核戦争の危険を増大する、したがって、核兵器保有国を抑制していこうというこの条約の精神には賛成する、これは政府の基本的態度でございます。しかしながら、これは重要な内容を含んでおりまして、ただいま再開国連総会において審議をされておりますので、さらにこの条約が公正な条約となるよう、最後の努力を試みたいと思っております。この審議の結果等にもらみ合わせて、最終的な政府の態度をきめたいと考えております。

本が一番強く主張したのです。これは本文の中に入つたのです。したがって、この核拡散防止条約というものを通しても、核軍縮に対する日本政府の熱意というものはあらわれておるといふことが言えると思ひます。今後われわれは、この国民の念願である核兵器絶無に向かつて、一べんにはいかぬでしょう、段階的に有効な国際管理のもとに、だんだんと核の軍縮をしていくという努力をいたしたい決意でございます。

ならば、いかなる平和的解決への努力も惜しまない考えでございます。どういふふうにかの会議がなつていきますか、いまは、こういう場合、あつた場合ということをお願いすることは困難であります。日本が働いて平和のために役立つならば、何でもしたいというのが日本政府の考えでございます。で、この戦争が休戦協定のようなのができるまでも、これが長続きするためには、いろいろ戦争のために荒らされたベトナムの建設という問題も起こつてまいりましょうし、日本が果たすべき役割りというものはたいへんに多いといふふうに考えておるわけでございます。われわれも、日本の憲法その他日本の事情の許す範囲内において、いわゆる和平、また和平の次に来る戦後の建設についても協力をいたしたいという所存でございます。

第二は、軍縮、ことに核軍縮に対して日本の熱意いかんという御質問でございます。伊藤さんの御指摘になつたごとく、核兵器を絶滅したいというのが、日本国民のこれは念願であります。したがって、核拡散防止条約の場合においても、この核拡散防止条約は核保有国の軍縮の義務を伴わなければならぬということ強く主張したのは、日本であります。そして、これは日本ばかりでもございせんけれども、非常に強く日本はこの点を主張したわけです。その結果、軍縮の義務というものが、前文ばかりではなしに、本文の中にも明記されました。そして日本は、五年ごとに、軍縮の義務履行というものを、これをレビューする、この条項を条約の中に加えることを、これもまた強く主張したのです。これは、日

第三点は、パリ会議、ハノイとアメリカとのパリ会議をどういふふうに見通しておるか、日本の役割りはどういふかという御質問であります。まあ十日ごろから始まるということになっておる、こういう話し合いが、解決への重要な一歩であることは間違いない。しかし、会議が始まっても、むろん全面的な北越停止あるいは北から南への浸透、これの停止あるいは南ベトナム、ベトナムの問題、たくさん複雑な問題を含んでおりますから、劇的にこの和平会議がまとまるとは日本政府は考えていない。相当な時間がかかるに違いないけれども、せっかく生まれてきた大きな和平への世界のこの大きな流れを、これをあとに戻すことはできない。戻してもらつては困る。この機会を、必ずベトナム問題の解決の機会たらしめなければならぬ。これは世界の期待でもあるし、アメリカとまたハノイ戦争当事国の責任でもあると私どもは考えております。したがって、この和平

お答えをいたします。(拍手)
○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(重宗雄三君) 日程第二、領海及び接続水域に関する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長長の報告を求めます。外務委員長三木武吉郎君。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(趣旨説明) 領海及び接続水域に関する条約の締結について承認を求めめるの件

昭和四十三年五月八日 参議院會議録第十八号

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

領海及び接続水域に関する条約の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十三年四月十八日

衆議院議長 石井 光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

領海及び接続水域に関する条約の締結について承認を求めるの件

領海及び接続水域に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

領海及び接続水域に関する条約

この条約の当事国は、次のとおり協定した。

第一部 領海

第一章 一般規定

第一条

1 国の主権は、その領土及び内水をこえ、その海岸に接続する水域で領海といわれるものに及ぶ。

2 国の主権は、この条約の規定及び国際法の他の規則に従つて行使される。

第二条

沿岸国の主権は、領海の上空並びに領海の海底

領海及び接続水域に関する条約の締結について承認を求めるの件
及びその下に及ぶ。

第二章 領海の限界

第三条

この条約に別段の定めがある場合を除き、領海の幅を測定するための通常の基線は、沿岸国が公認する大縮尺海図に記載されている海岸の低潮線とする。

第四条

1 海岸線が著しく曲折しているか又は海岸に沿つて至近距離に一連の島がある場所においては、領海の幅を測定するための基線を引くにあつて、適当な地点を結ぶ直線基線の方法を用いることができる。

2 直線基線は、海岸の一般的な方向から著しく離れて引いてはならず、また、その内側の水域は、内水としての規制を受けるために陸地と十分に密接な関連を有しなければならない。

3 直線基線は、低潮高地との間に引いてはならない。ただし、恒久的に海面上にある燈台その他これに類する施設が低潮高地の上に建設されている場合は、この限りでない。

4 直線基線の方法が1の規定に基づいて適用される場合には、特定の基線を決定するにあたり、当該地域に特有な経済的利益とその現実性及び重要性が長期間の慣行によつて明確に証明されているものを考慮に入れることができる。

5 いずれの国も、他国の領海を公海から隔離するように直線基線の方法を適用することができない。

6 沿岸国は、海図上に直線基線を明白に表示し、かつ、この海図を適当に公表しなければならない。

第五条

1 領海の基線の陸地側の水域は、沿岸国の内水の一部を構成する。

2 第四条の規定に従つて設定した直線基線が従来領海又は公海の一部とみなされてきた区域を内水として取り囲むこととなる場合には、第十四条から第二十三条までに定める無害通航権は、これらの水域において存続する。

第六条

領海の外側の限界は、いずれの点をとつても基線上の最も近い点からの距離が領海の幅に等しい線とする。

第七条

1 この条は、海岸が単一の国に属する湾についてのみ規定する。

2 この条約の規定の適用上、湾とは、奥行が湾口の幅との対比において十分に深いため、陸地に囲まれた水域を含み、かつ、単なる海岸の彎曲以上のものを構成する明白な湾入をいう。ただし、湾入は、その面積が湾口を横切つて引いた線を直径とする半円の面積以上のものでない限り、湾とはみなされない。

3 測定上、湾入の面積は、その海岸の低潮線と天然の入口の両側の低潮線上の点を結ぶ線とにより囲まれる水域の面積とする。島が存在するために湾入が二以上の湾口を有する場合には、それぞれの湾口に引いた線の長さの合計に等しい長さの線上に半円を描くものとする。湾入内

にある島は、湾入の水域の一部とみなす。

4 湾の天然の入口の両側の低潮線上の点の間の距離が二十四海里をこえないときは、これらの点を結ぶ閉鎖線を引き、その線の内側の水域を内水とする。

5 湾の天然の入口の両側の低潮線上の点の間の距離が二十四海里をこえるときは、二十四海里の直線基線を、この長さの線で囲むことができる最大の水域を囲むような方法で湾内に引くものとする。

6 この条の規定は、いわゆる歴史的湾について適用せず、また、第四条に定める直線基線の方法が適用される場合についても適用しない。

第八条

領海の限界の画定上、港湾施設の不可分の一部をなす恒久的な港湾工作物で最も外側にあるものは、海岸の一部を構成するものとみなされる。

第九条

積卸し及び船舶の投錨のために通常使用されている停泊地は、その全部又は一部が領海の外側の限界より外方にある場合にも、領海とみなされる。沿岸国は、それらの停泊地を明らかに画定し、それらをその境界線とともに海図上に表示し、かつ、その海図を適当に公表しなければならない。

第十条

1 島とは、自然に形成された陸地であつて、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるもの

をいう。

2 島の領海は、この条約の規定に従つて測定される。

第十一条

1 低潮高地とは、自然に形成された陸地であつて、低潮時には水に囲まれ、水面上にあるが、高潮時には水中に没するものをいう。低潮高地の全部又は一部が本土又は島から領海の幅をこえない距離にあるときは、その低潮線は、領海の幅を測定するための基線として用いることができる。

2 低潮高地は、その全部が本土又は島から領海の幅をこえる距離にあるときは、それ自体の領海を有しない。

第十二条

1 二国の海岸が向かい合つてゐるか又は隣接してゐるときは、いずれの国も、両国間に別段の合意がない限り、いずれの点をとつても両国の領海の幅を測定するための基線上の最も近い点から等しい距離にある中間線をこえてその領海を拡張することができない。ただし、この規定は、これと異なる方法で両国の領海の境界を定めることが歴史的権原その他特別の事情により必要であるときは、適用しない。

2 向かい合つてゐるか又は隣接してゐる二国の領海の間の境界線は、沿岸国が公認する大縮尺海図に記載しなければならない。

第十三条

河川が海に直接流入してゐる場合には、基線は、河口を横切りその河川の兩岸の低潮線上の点の間に引いた直線とする。

第三章 無害通航権

A すべての船舶に適用される規則

第十四条

1 この条約の規定に従ふことを条件として、沿岸国であるかどうかを問はず、すべての国の船舶は、領海において無害通航権を有する。

2 通航とは、内水に入ることなく領海を通過するため、内水に入るため、又は内水から公海に向かうために領海を航行することをいう。

3 停船及び投錨は、航海に通常附随するものである場合又は不可抗力若しくは遭難により必要とされる場合に限り、通航に含まれる。

4 通航は、沿岸国の平和、秩序又は安全を害しない限り、無害とされる。無害通航は、この条約の規定及び国際法の他の規則に従つて行なわなければならない。

5 沿岸国がその領海における外国船舶の漁獲を防止するために制定して公布する法令に外国漁船が従わなるときは、その外国漁船の通航は、無害とはされない。

6 潜水船は、海面上を航行し、かつ、その旗を掲げなければならない。

第十五条

1 沿岸国は、領海の無害通航を妨害してはなら

ない。

2 沿岸国は、その領海内における航行上の危険で自国が知つてゐるものを適当に公表しなければならない。

第十六条

1 沿岸国は、無害でない通航を防止するため、その領海内において必要な措置を執ることができ

2 沿岸国は、また、船舶が内水に向かつて航行してゐる場合には、その船舶が内水に入るために従ふべき条件に違反することを防止するため、必要な措置を執る権利を有する。

3 4 の規定に従ふことを条件として、沿岸国は、自国の安全の保護のため不可欠である場合には、その領海内の特定の区域において、外国船舶の間に差別を設けることなく、外国船舶の無害通航を一時的に停止することができる。このような停止は、適当な方法で公表された後においてのみ、効力を有するものとする。

4 外国船舶の無害通航は、公海の一部と公海の他の部分又は外国の領海との間における国際航行に使用される海峡においては、停止してはならない。

第十七条

無害通航権を行使する外国船舶は、沿岸国がこの条約の規定及び国際法の他の規則に従つて制定した法令、特に運送及び航行に関する法令に従わなければならない。

B 商船に適用される規則

第十八条

1 外国船舶に対しては、領海の通航のみを理由とするいかなる課徴金をも課することができない。

2 領海を通航する外国船舶に対しては、その船舶に提供された特定の役務の対価としてののみ、課徴金を課することができ。これらの課徴金は、差別なく課するものとする。

第十九条

1 沿岸国の刑事裁判権は、次の場合を除き、領海を通航してゐる外国船舶内において、その通航中に当該船舶内で行なわれた犯罪に関連していずれかの者を逮捕し、又は捜査を行なうために行使してはならない。

- (a) 犯罪の結果が沿岸国に及ぶ場合
- (b) 犯罪が沿岸国の平和又は領海の秩序を乱す性質のものである場合
- (c) 当該船舶の船長又は当該船舶の旗国の領事が沿岸国の当局に対して援助を要請した場合
- (d) 麻薬の不法な取引を抑止するために必要である場合

2 1 の規定は、沿岸国が、内水を出て領海を通航してゐる外国船舶内において逮捕又は捜査を行なうため、自国の法令で認められてゐる措置を執る権利に影響を及ぼすものではない。

3 1 及び 2 に定める場合においては、沿岸国

昭和四十三年五月八日 参議院會議録第十八号

領海及び接続水域に関する条約の締結について承認を求めるの件

五〇四

は、船長の要請があるときは、措置を執る前に当該船舶の旗国の領事当局に通告し、かつ、その当局と当該船舶の乗組員との間の連絡を容易にするものとする。緊急の場合には、この通告は、措置を執つて行なうことができる。

4 沿岸国の当局は、逮捕を行なうべきかどうか、また、いかなる方法によつて逮捕を行なうべきかを考慮するにあたり、航行の利益に対して妥当な考慮を払わなければならない。

5 沿岸国は、外国の港を出て内水に入ることにしに単に領海を通航している外国船舶内において、その船舶が領海に入る前に行なわれた犯罪に關連していずれかの者を逮捕し、又は捜査を行なうため、いかなる措置をも執ることができない。

第二十条

1 沿岸国は、領海を通航している外国船舶内にある人に関して民事裁判権を行使するために当該船舶を停止させ、又はその航路を変更させてはならない。

2 沿岸国は、船舶が沿岸国の水域を航行している間に又はその水域を航行するためにその船舶について生じた債務又は責任に關する場合を除き、その船舶に対し民事上の強制執行又は保全処分を行なうことができない。

3 2の規定は、沿岸国が、領海に停泊している

か又は内水を出て領海を通航している外国船舶に対し、自国の法令に従つて民事上の強制執行又は保全処分を行なう権利を害するものではない。

C 軍艦以外の政府船舶に適用される規則

第二十一条

この章のA及びBの規定は、また、商業的目的のために通航する政府船舶についても適用する。

第二十二条

1 この章のA及び第十八条の規定は、非商業的目的のために通航する政府船舶について適用する。

2 1に掲げる規定による例外を除き、この条約のいかなる規定も、前記の船舶がこの条約の規定又は国際法の他の規則に基づいて享有する免除に影響を及ぼすものではない。

D 軍艦に適用される規則

第二十三条

軍艦が領海の通航に關する沿岸国の規則を遵守せず、かつ、その軍艦に対して行なわれた遵守の要請を無視した場合には、沿岸国は、その軍艦に対し領海から退去することを要求することができる。

第二部 接続水域

第二十四条

1 沿岸国は、自国の領海に接続する公海上の区域において、次のことに必要な規則を行なうことができる。

(a) 自国の領土又は領海内における通關上、財政上、出入国管理上又は衛生上の規則の違反を防止すること。

(b) 自国の領土又は領海内で行なわれた(a)の規則の違反を処罰すること。

2 接続水域は、領海の幅を測定するための基線から十二海里をこえて拡張することができない。

3 二国の海岸が向かい合つているか又は隣接しているときは、いずれの国も、両国間に別段の合意がない限り、いずれの点をとつても両国の領海の幅を測定するための基線上の最も近い点から等しい距離にある中間線をこえてその接続水域を拡張することができない。

第三部 最終条項

第二十五条

この条約の規定は、すでに効力を有する条約その他の国際協定の当事国間においては、それらに影響を及ぼすものではない。

第二十六条

この条約は、国際連合及びそのいずれかの専門機関の加盟国並びにその他の国でこの条約の当事国となるように国際連合の総会が招請したものである署名のため、千九百五十八年十月三十一日まで開放しておく。

第二十七条

この条約は、批准されなければならない。批准

書は、国際連合事務総長に寄託するものとする。

第二十八条

この条約は、第二十六条に規定するいずれかの種類に属する国による加入のため、開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託するものとする。

第二十九条

1 この条約は、二十二番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、二十二番目の批准書又は加入書が寄託された後にこの条約を批准し又はこれに加入する国については、これらの国が批准書又は加入書を寄託した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第三十条

1 この条約が効力を生じた日から五年の期間を経過した後は、いずれの締約国も、国際連合事務総長に於てた書面による通告により、いつでもこの条約の改正のための要請を行なうことができる。

2 国際連合の総会は、1の要請に關連して執るべき措置がある場合には、その措置について決定を行なうものとする。

第三十一条

国際連合事務総長は、国際連合のすべての加盟国その他第二十六条に規定する国に次の事項を通

報するものとする。

(a) 第二十六條、第二十七條又は第二十八條の

規定に従つて行なわれるこの條約の署名及び

批准書又は加入書の寄託

(b) 第二十九條の規定に従つてこの條約が効力

を生ずる日

(c) 第三十條の規定に従つて行なわれる改正の

要請

第三十二條

この條約は、中國語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語の本文をひとしく正文とし、その原本は、國際連合事務總長に寄託するものとす、同事務總長は、第二十六條に規定するすべての國にその認証謄本を送付するものとする。

以上の証拠として、下名の全權委員は、このためそれぞれの政府から正當に委任を受け、この條約に署名した。

千九百五十八年四月二十九日にジュネーヴで作成した。

アフガニスタンのために

A・R・パズワク

千九百五十八年十月三十日

アルバニアのために

アルゼンティンのために

A・レスクレ

オーストラリアのために

E・ロナルド・ウォーカー

千九百五十八年十月三十日

オーストリアのために

ドクトル フランツ・マツチ

千九百五十八年十月二十七日

ベルギー王国のために

ポリビアのために

M・タマヨ

千九百五十八年十月十七日

ブラジルのために

ブルガリアのために

留保

第二十條の規定に關し、ブルガリア人民共和國政府は、外國の領水における政府船舶は免除を享有し、したがつて、この條に規定する措置は旗國の同意がある場合にのみ政府船舶に對して執ることができると考へる。

第二十三條(軍艦に適用されるDの規則)の

規定に關し、ブルガリア人民共和國政府は、沿岸國はその領水における外國軍艦の通航を許可するための手続を定める權利を有すると考へる。

ドクトル ウーテフ

千九百五十八年十月三十一日

ビルマ連邦のために

白ロシア・ソヴィエト社會主義共和國のために

第二十條及び第二十三條の規定に關する留保を附して留保の本文は、別紙のとおりである。

K・キセリョフ

千九百五十八年十月三十日

(別紙の留保)

第二十條の規定に關し、白ロシア・ソヴィエト社會主義共和國政府は、外國の領水における政府船舶は免除を享有し、したがつて、この條に規定する措置は旗國の同意がある場合にのみ政府船舶に對して執ることができると考へる。

第二十三條(軍艦に適用されるDの規則)の規定に關し、

白ロシア・ソヴィエト社會主義共和國政府は、沿岸國はその領水における外國軍艦の通航を許可するための手続を定める權利を有すると考へる。

カンボディアのために

カナダのために

ジョージ・A・ドリュエ

セイロンのために

C・コリア

千九百五十八年十月三十日

チリのために

中国のために

劉緒

薛毓麒

コロンビアのために

別紙の宣言を附して

ホアン・ウリベ・オルギン

ホセ・ホアキン・カイセド・カステイリヤ

リヤ

(別紙)

領海及び接続水域に關する條約に關し、コロンビア代表團は、コロンビアの領域を外國軍隊が通過するためにはコロンビア憲法第九十八條の規定に基づいて上院の許可が必要であり、したがつて、コロンビアの領水を外國軍艦が通航するためにも、同様に、前記の許可が必要であることを宣言する。

コスタ・リカのために

ラウル・トレホス・フロレス

キューバのために

F・V・ガルシア・アマドール

チェッコスロヴァキアのために

次の留保を附して

会議が外国の領水における軍艦の通航に関して特別の規定を採択しなかつた事実にかんがみ、チェッコスロヴァキア共和国政府は、第十四条及び第二十三条の規定がいかなる意味においても領水における軍艦の無害通航権を設定するものであると解することができない旨を強調することが必要であると考える。

チェッコスロヴァキア共和国政府は、現行の国際法の下においては、すべての政府船舶が差別なく免除を享有すると考えるので、第十九条及び第二十条の規定を商業的目的のために運航する政府船舶について適用することに同意しない。

カレル・クルカ

千九百五十八年十月三十日

デンマークのために

マックス・ソレンセン

T・オルデンブルグ

ドミニカ共和国のために

A・アルヴァレス・アイバール

エクアドルのために

エル・サルヴァドルのために

エティオピアのために

マラヤ連邦のために

フィンランドのために

G・A・グリッペンベリ

千九百五十八年十月二十七日

フランスのために

ドイツ連邦共和国のために

ガーナのために

リチャード・カーシー

K・B・アサンテ

ギリシャのために

グアテマラのために

L・アイシネナ・サラサール

ハイティのために

リガル

ヴァチカンのために

P・ドムール

千九百五十八年四月三十日

ホンデュラスのために

ハンガリーのために

第十四条及び第二十三条並びに第二十一条

の規定に関する別紙の留保を附して

ドクトル シタ・ヤーノシュ

千九百五十八年十月三十一日

(別紙)

第十四条及び第二十三条の

規定に關し、ハンガリー人民共和国政府は、沿岸国はその領水における軍艦の通航について事前の許可の条件を課する権利を有すると考える。第二十一条の規定に關し、ハンガリー人民共和国政府は、第一部第三章Bの規定がすべての政府船舶(商業用であるか非商業用であるかを問わない)が国際法に基づいて外国の領水において享有する免除を害するものである限り、商業的目的のために運航する政府船舶についてこれらの規定を一般に適用することができないと考える。したがつて、商業的目的のために運航する政府船舶の免除を制限するBの規定は、旗国の同意がある場合にのみ適用される。

アイスランドのために

H・G・アンデルセン

インドのために

インドネシアのために

イランのために

留保を附して

ドクトル A・マティンリダフタリ

千九百五十八年五月二十八日

(留保)

領海及び接続水域に関する条約に署名するにあたり、本官は、次の留保を行なう。第十四条の規定に關し、イラン政府は、海洋法に関する会議への同政府の代表が、同会議の第五委員会が勧告し、この条約の第十四条に部分的に取り入れられた規定に対し、千九百五十八年四月二十四日に開催された同会議の第十二回總會において越権を理由として表明した反対を維持するものである。したがつて、イラン政府は、同条の規定中無海岸国に關する部分については、すべての権利を留保する。

イラクのために

アイルランドのために

フランク・エイケン

千九百五十八年十月二日

イスラエルのために

シャプタイ・ロゼンヌ

イタリアのために

日本国のために

ジョルダン・ハシエミット王国のために

大韓民国のために

ラオスのために

レバノンのために

リベリアのために

ロシエフォート・L・ウィークス

千九百五十八年五月二十七日

リビアのために

ルクセンブルグ大公国のために

メキシコのために

モナコのために

モロッコのために

ネパールのために

リシケシ・シヤハ

オランダ王国のために

C・シユールマン

千九百五十八年十月三十一日

ニュー・ジラランドのために

フォス・シャナン

千九百五十八年十月二十九日

ニカラグアのために

ノールウェー王国のために

パキスタンのために

アリ・カーン

千九百五十八年十月三十一日

パナマのために

カルロス・スクレ・C

千九百五十八年五月二日

パラグアイのために

ペルーのために

フィリピン共和国のために

ポーランドのために

ポルトガルのために

批准を条件として

ヴァスコ・ヴィエイラ・ガリン

千九百五十八年十月二十八日

ルーマニアのために

次の留保を附して

(1) 第二十条の規定に關し、ルーマニア人民共和国政府は、政府船舶は外国の領水において免除を享有するものであり、この条に規定する措置は旗国の同意がある場合にのみ政府船舶に対して執ることができると考える。(2)

第二十三条の規定に關し、ルーマニア人民共和国政府は、沿岸国はその領水における外国軍艦の通航について事前の許可の条件を課することを定める権利を有すると考える。

M・マジエル

千九百五十八年十月三十一日

サン・マリノのために

サウディ・アラビアのために

スペインのために

スーダンのために

スウェーデンのために

スイスのために

F・シュニター

千九百五十八年十月二十二日

タイのために

ルアング・チャクラパニー・シーシンウイ

スット

テュニジアのために

次の留保を附して

テュニジア共和国政府は、この条約の第六条4の規定により拘束されない。

モンギ・スリム

千九百五十八年十月三十日

トルコのために

ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のために

に

第二十条及び第二十三条の規定に關する留保を附して

留保の本文は、別紙のとおりである。

L・パラマルチュク

千九百五十八年十月三十日

(別紙)

第二十条の規定に關し、ウ

クライナ・ソヴィエト社会主

義共和国政府は、政府船舶は

外国の領水において免除を享

昭和四十三年五月八日 参議院會議録第十八号

領海及び接続水域に関する条約の締結について承認を求めるとの件 船員保険法の一部を改正する法律案

五〇八

有し、したがって、この条に規定する措置は旗国の同意がある場合にのみ政府船舶に対して執ることができると考える。

第二十三条 (軍艦に適用されるDの規則) の規定に關し、ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国政府は、沿岸国はその領水における外国軍艦の通航を許可するための手続を定める権利を有すると考える。

南アフリカ連邦のために

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために
第二十條及び第二十三條の規定に關する留保を附して
留保の本文は、別紙のとおりである。
V・ゾーリン
千九百五十八年十月三十日

(別紙)

第二十條の規定に關し、ソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、政府船舶は外国の領水において免除を享有し、したがって、この条に規定する措置は旗国の同意がある場合にのみ政府船舶に対して執ることができると考える。

第二十三条 (軍艦に適用されるDの規則) の規定に關し、ソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、沿岸国はその領水における外国軍艦の通航を許可するための手続を定める権利を有すると考える。

第二十三条 (軍艦に適用されるDの規則) の規定に關し、ソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、沿岸国はその領水における外国軍艦の通航を許可するための手続を定める権利を有すると考える。

る権利を有すると考える。
アラブ連合共和国のために
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために
ピアソン・ディクソン
千九百五十八年九月九日
アメリカ合衆国のために
アーサー・H・ディーン
千九百五十八年九月十五日
ウルグアイのために
カルロス・カルバハル
H・マルティネス・モンテロ
ヴェネズエラのために
この条約に署名するにあたり、ヴェネズエラ共和国は、第十二條の規定に關し、次の水域には考慮に入れなければならない特別の事情があることを宣言する。パリア湾及びこれに接続する水域、ヴェネズエラの海岸とアルパ島との間の水域並びにヴェネズエラ湾政府の承認を条件として
カルロス・ソリサ・ロドリゲス
千九百五十八年十月三十日
ヴェネズエラのために
イエメンのために
ユーゴスラヴィアのために
批准を条件として
ミラン・バルトス
V・ポボヴィッチ

〔三木與吉郎君登壇、拍手〕

○三木與吉郎君 ただいま議題となりました領海及び接続水域に関する条約につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

この条約は、一九五八年の国際海洋法会議において、領海及び接続水域に関する慣習国際法の法典化を目的として採択されたものでありまして、領海の幅につきましては合意が成立しなかったため、規定が設けられておりませんが、領海の幅を測定するための基礎、領海の無害通航権、接続水域等について規定しております。
委員会におきましては、慎重審議、特にボラリス潜水艦の領海通航の問題等につきまして熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は會議録に譲ります。

五月七日、討論、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。
以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。
本件を問題に供します。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつ

船員保険法の一部を改正する法律案

船員保険法の一部を改正する法律
第三十三條ノ九第二項を次のように改める。
失業保険金ノ額ハ一日ニ付前項ノ規定ニ依リ計算シタル標準報酬日額ノ平均額ノ百分ノ六十二相当スル金額(最高額及最低額ニ關シテハ失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)ニ依ル失業保険金ノ最高日額及最低日額)ヲ基準トシ社会保険審議會ノ意見ヲ聴キテ厚生大臣ノ定ムル額トス

- 別表第四上欄の七級の項中
- | | |
|---|-------------------------------------|
| 一 | 胸腹部臓器ノ機能ニ障害ヲ殘シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ |
| 二 | 一手ノ拇指及示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ三指ヲ失ヒタルモノ |
| 三 | 一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ノ用ヲ廢シタルモノ |
| 四 | 一足ヲ「リスフラン」關節以上ニテ失ヒタルモノ |
| 五 | 十趾ノ用ヲ廢シタルモノ |
| 六 | 女子ノ外観ニ著シキ醜狀ヲ殘スモノ |
| 七 | 一〇 兩側ノ拳ヲ失ヒタルモノ |

て、本件は承認することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 日程第三、船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長山本伊三郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

船員保険法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和四十三年四月二十六日

衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

改める。

- 四 神経系統ノ機能ニ著シキ障害ヲ残シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ
 五 胸腹部臓器ノ機能ニ障害ヲ残シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ
 六 一手ノ拇指及示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ三指ヲ失ヒタルモノ
 七 一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ノ用ヲ廢シタルモノ
 八 一足ヲ「リスフラン」関節以上ニテ失ヒタルモノ
 九 一上肢ニ仮関節ヲ残シ著シキ運動障害ヲ残スモノ
 一〇 一下肢ニ仮関節ヲ残シ著シキ運動障害ヲ残スモノ
 一一 十趾ノ用ヲ廢シタルモノ
 一二 女子ノ外貌ニ著シキ醜狀ヲ残スモノ
 一三 両側ノ睾丸ヲ失ヒタルモノ

別表第五上欄の一級の項中

- 三 神経系統ノ機能ニ著シキ障害ヲ残シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ
 四 一手ノ拇指ヲ併セ二指ヲ失ヒタルモノ
 五 一手ノ拇指及示指ヲ併セ二指ヲ失ヒタルモノ
 六 一上肢ノ五指以上短縮シタルモノ
 七 一上肢ノ三大関節中ノ一関節ノ用ヲ廢シタルモノ
 八 一下肢ノ三大関節中ノ一関節ノ用ヲ廢シタルモノ
 九 一上肢ニ仮関節ヲ残スモノ
 一〇 一下肢ニ仮関節ヲ残スモノ
 一一 一足ノ五趾ヲ失ヒタルモノ
 一二 脾臓又ハ一側ノ腎臓ヲ失ヒタルモノ

改め、同欄の二級の項中

- 一二 生殖器ニ著シキ障害ヲ残スモノ
 一三 精神ニ障害ヲ残シ服スルコトヲ得ル職務ガ相当程度ノ制限ヲ受クルモノ
 一四 神経系統ノ機能ニ障害ヲ残シ服スルコトヲ得ル職務ガ相当程度ノ制限ヲ受クルモノ

改める。

昭和四十三年五月八日 参議院會議録第十八号 船員保険法の一部を改正する法律案 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行の日前の失業の日に係る失業保険金の額及びこの法律の施行の日前の疾病又は負傷のため職業につくことができない日に係る船員保険法第三十三条ノ十六第一項の規定による給付の額については、なお従前の例による。

〔山本伊三郎君登壇、拍手〕

○山本伊三郎君 この法律案は、さきに陸上の労働者に関する失業保険法の改正と労働者災害保険法の改正とが行なわれたことに対応いたしました。船員保険における給付を陸上労働者と均衡がとれるよう改めるものであります。第一に、失業保険金について、その算定方法に弾力性を持たせること、第二に、職務上の障害給付にかかる障害等級表を改訂することの二つを内容としたしております。

社会労働委員会における審議経過は會議録に載ります。

昨七日、採決の結果、全会一致をもって本法案は原案どおり可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 議員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第四、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

ます、委員長の報告を求めます。大蔵委員長青柳秀夫君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案
 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
 よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十三年四月二十五日

衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案
 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律
 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二項中「第十六項」の下に「(第二十五項)の下に「第二十一項」を加え、「若しくは第二十五項」を「第十五項、第二十三項若しくは第二十四項」に改め、「臨時地方財政交付金」の下に「地方交付税法附則第九項の規定による特別事業償還交付金」を加え、附則中同項以下を五項ずつ繰り下げ、第二十一項の次に次の五項を加える。

22 第四条の規定による一般会計からの繰入金金の額は、昭和四十三年度分にあつては同条の規定により算定した額から四百五十億円を控除した額とし、昭和四十四年度から昭和四十六年度までの各年度分にあつては同条の規定により算定した額に百五十億円を加算した額とする。

23 この会計においては、昭和四十三年度において、地方交付税交付金を支弁するため必要があ

昭和四十三年五月八日 参議院會議録第十八号 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

るときは、第十五項及び昭和四十一年度における財政処理の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第四号）第四条第二項の規定によるほか、二百五十億円を限り、この会計の負担において、借入金を行うことができる。

24 この会計においては、昭和四十一年度における財政処理の特別措置に関する法律第四条第二項の規定による借入金、昭和四十一年度以後の年度においては行なわれないものとし、昭和四十一年度又は昭和四十一年度において、地方交付税交付金を支弁するため必要があるときは、前項に規定する金額から毎年度八十五億円を順次控除して得た額を限り、予算で定めるところにより、この会計の負担において、借入金を行うことができる。

25 第十六項から第十八項までの規定は、前二項の規定による借入金並びにその償還金及び利子について準用する。

26 地方交付税法附則第九項の規定により交付する特別事業債償還交付金に相当する金額は、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して、改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、昭和四十三年度分の予算から適用する。

2 昭和四十一年度における財政処理の特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第二十二項」を「第二十七項」に改める。

第五条中「昭和四十七年度」を「昭和四十二年」に改める。

〔青柳秀夫君登壇、拍手〕

○青柳秀夫君 たいま議題となりました交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案は、昭和四十三年度の地方交付税にかかる特

例措置に伴い、同年度以後における一般会計からの交付税及び譲与税配付金特別会計への繰り入れ金の額の特別、及び借り入れ金の借り入れ、並びに特別事業債償還交付金に相当する金額の一般会計から同特別会計への繰り入れに関する規定を設ける等、所要の改正を行なうとするものであります。

委員会における審議の詳細につきましては、会議録によつて御承知を願います。

質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）
○議長（重宗雄三君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

○議長（重宗雄三君） 過半数と認められます。よつて、本案は可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。
午前十時五十分散会

出席者は左のとおり。

議長 重宗雄三君
副議長 河野謙三君

議員
山高しげり君 黒柳明君
矢追秀彦君 瓜生清君
中沢伊登子君 市川房枝君
中尾辰義君 片山武夫君
八田一朗君 内藤三郎君
田代富士男君 北條傳八君
櫻井志郎君 谷口慶吉君
多田省吾君 小口芳平君
金丸富夫君 井川伊平君
青田源太郎君 鍋島直昭君
小林武治君 木内四郎君
北條浩君 柏原ヤス君
紅露みつ君 御木亨弘君

松平勇雄君 菅野儀作君
平泉渉君 船内一朗君
柳田桃太郎君 山内久司君
山本茂一郎君 大森久明君
中村喜四郎君 藤田正明君
山本杉君 温水三郎君
久保勘一君 津島文治君
村上春蔵君 中野文治君
西田信一君 西郷吉之助君
沢田一精君 森八三三君
三木與吉郎君 徳永正利君
八木一郎君 吉武恵市君
廣瀬久忠君 重政庸徳君
高橋衛君 青木一男君
小山邦太郎君 二木謙吾君
斎藤昇君 森部隆輔君
熊谷太三郎君 林田修紀夫君
山下春江君 近藤英一郎君
佐藤隆君 小林章君
黒木利克君 楠正俊君
玉置和郎君 野知浩之君
鹿島俊雄君 迫水久常君
梶原茂雄君 青柳秀夫君
大谷賢雄君 安井謙君
増原正吉君 郡祐一君
上原恵吉君 石原幹市郎君
近藤鶴代君 達田龍彦君
前川旦君 戸田菊雄君
竹田現照君 山崎昇君
木村美智男君 岡本悟君
小野明君 野々山一三君
沢田政治君 林虎雄君
杉山善太郎君 柴谷要君
稲浦鹿蔵君 林田正治君
伊藤五郎君 大河原一三君
光村甚助君 近藤信一君
伊藤銀道君 小酒井義男君
新谷寅三郎君 大倉精一君
松永忠二君 須藤五郎君
大和与一君 鈴木力君
春日正一君 川村清一君
中村波男君 田中寿美子君
大橋和孝君 野上元君
大森創造君

國務大臣

政府委員

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
外務大臣 三木 武夫君
厚生大臣 岡田 直君
農林大臣 増田 甲子七君
内閣法制局長官 高辻 正巳君
防衛庁長官官房 島田 豊君
大蔵政務次官 二木 謙吾君
山本伊三郎君 千葉千代世君
武内五郎君 阿部 竹松君
森元治郎君 鈴木 壽君
永岡光治君 岡 三郎君
藤田進君 加瀬 完君
龜田得治君 羽生 三七君
秋山長造君 木村 禮八郎君
松澤 兼人君

第九号中正誤

第九号中正誤
一四〇 二から 厚生 誤 更生 正

定価 一部 二十五円

たし良買紙は三十円
(送料別)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二（六代）

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可